

愛媛県保育士修学資金貸付事業運営要領

第1 目的

愛媛県保育士修学資金貸付事業に係る社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会における事務処理要領を定め、当該事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 貸付対象等

1 保育士修学資金貸付の対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、県内及び県外の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の6に基づき知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者で、卒業後愛媛県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。以下同じ。）において、第11号（1）に規定する業務に従事しようとする者とする。

なお、この取扱いによって、他自治体又は他自治体が適当と認める団体から重複して貸付けを受けることは出来ないものである。

2 本修学資金の貸付は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる者について行うものであり、選定にあたっては当該養成施設から推薦を求める等により公正かつ適切に行うものとする。ただし、貸付対象者の推薦を養成施設へ求める場合にあっては、不当に特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、適正な推薦を受ける観点から、常日頃から養成施設との密接な連携を図るものとする。

3 第6号2に規定する養成施設に在学する期間における生活費の一部の加算（以下「生活費加算」という。）については、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格取得を支援するものであるので、次のいずれかに該当する者を貸付対象者とする。

- （1）貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、県内の養成施設に就学する者
- （2）貸付申請時の前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者であって、県内の養成施設に就学する者
 - ① 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - ② 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - ③ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - ④ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

4 生活保護受給世帯の者等に対し、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合にあっては、貸付申請は、貸付対象者が愛媛県社会福祉協議会に直接行うものとし、愛媛県社会福祉協議会は、当該貸付対象者の居住地を管轄する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）等と連携の上、次のことに留意し適切に選定を行うものとする。

なお、生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけでなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相俟って、その十分な効果が期

待されるものと考えられるので、愛媛県社会福祉協議会は、福祉事務所、養成施設等の関係機関と連携を密にし、継続的な支援に努めるものとする。

(1) 選定にあたって次の書類等を確認する。

- ① 貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書又は内申書
- ② ①以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就労意思等

③ 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

④ 貸付による自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見

(2) 生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し連絡を行うものとする。

(3) 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないため、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合は、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により、生活保護が廃止されていることを確認する。

① 貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であって、高校を卒業し、直ちに県内の養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合

② 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、①以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

5 第11号（1）に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

6 貸付対象者は、原則として、国費及び愛媛県費を財源とする他の貸付、奨学金及び補助を受けていない者に限ることとする。

第3 貸付申請

修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士修学資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて愛媛県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

ただし、申請者が高校生の場合は、（2）養成施設の推薦書に替えて、高校の調査書又は内申書を提出することとする。

(1) 養成施設の推薦書（様式第2号）

(2) 住民票（申請者と連帯保証人分）

(3) 課税（所得）証明書（連帯保証人分）

(4) 貸付申請者の家庭が、生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯に準ずる経済状況であることを証明する次のいずれかの書類（生活費加算を希望する場合のみ）

① 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

② 第2号3（2）①を証明する書類

③ 第2号3（2）②を証明する書類

④ 第2号3（2）③を証明する書類

⑤ 第2号3（2）④を証明する書類

第4 連帯保証人

- 1 申請者は、独立の生計を営む成年者の連帯保証人を立てなければならない。
- 2 申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は申請者の法定代理人とする。
- 3 前項の法定代理人がその債務を負担できないときは、債務を連帯して負担できるものを連帯保証人として立てるものとする。
- 4 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担する。

第5 貸付決定の通知

会長は、貸付の決定をしたときは、養成施設を経て申請者に通知する。

第6 貸付の方法

- 1 貸付期間は、原則、貸付を開始する年度の4月から2年間（決定が5月～翌年3月である場合は、当該年度の4月にさかのばって貸付することができる。）とするが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間はこの期間に含めるものとする。
- 2 貸付額は、毎月50,000円以内とし、無利子で貸付する。ただし、貸付の初回に入学準備金として200,000円以内を、最終貸付時（正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している学生にあっては、卒業年度の3月）に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ貸付けることができるものとする。

また、第2号3に規定する生活費加算については、1月あたり、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内を加算することができるものとする。ただし、学費相当分（毎月50,000円以内）の貸付を行わずに、生活費加算分のみの貸付を行うことはできない。

第3 1 の対象者であって月額の貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とする。

この場合において就職準備金のみの貸付対象者については、本要綱上、保育士修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとする。

- 3 修学資金の交付は年2回とし、原則として、保育士就学資金振込口座申請書（様式第3号）で申請のあった口座へ振込する。

第7 借用書

修学資金の貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、別に定める期間までに、決定した全額についての保育士修学資金借用書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

第8 貸付契約の解除

会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、修学資金の貸付契約を解除するものとする。

- (1) 第2号に規定する者でなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業の成績及び素行が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第9 貸付の休止

会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月までの期間、修学資金の貸付を行わないものとする。

第10 休学等

借受人が、休学、停学、復学、留年及び退学した場合は、直ちに休学・停学・復学・留年・退学届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

第11 返還の債務の当然免除

借受人は、次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができるものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に法第18条の18の保育士登録を行い、愛媛県の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内の保育所児童の保護等、「保育士修学資金貸付制度の運営について」（令和5年6月7日こ成基第19号）の7に定める職種の業務に従事し、かつ、5年間（同通知の7（1）③に定める過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合又は入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者（以下「中高年離職者等」という。）が当該業務に従事した場合にあっては3年）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事出来なかつた場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。ただし、従事先施設等の法人における人事異動等により、修学資金の貸付を受けた者の意思によらず、愛媛県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。
- (2) (1)で規定する従事期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

第12 返還

修学資金の返還は、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）に、会長が定める金額を、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して会長が定める期間（第16号又は第17号の規定により返還の債務の猶予をされたときは、その期間に当該猶予期間を加えた期間）内に行わなければならぬ。

- (1) 第8号の規定により修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設卒業後1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は愛媛県の区域で第11号（1）に規定する業務に従事しなかつたとき。
- (3) 愛媛県の区域内において、第11号（1）に規定する業務に従事する意思がなくなつたとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により第11号（1）に規定する業務に従事できなくなったとき。

第13 返還の方法等

- 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払い方式によるものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。
- 第12号（1）から（3）に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならなくなった者は、その事由が生じた日（免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日）から15日以内に保育士修学資金返還計画申請書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

第14 返還の債務の裁量免除

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）を当該定める範囲内において、免除することができるものとする。

- 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは返還の債務の全部又は一部。（相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）
- 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の全部又は一部。（相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）
- 愛媛県の区域内において2年以上第11号（1）に規定する業務に従事したとき、返還の債務の一部。

第15 裁量免除の額

第14号（3）の裁量免除の額は、愛媛県の区域内で第11号（1）に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（過疎地域、離島又は中山間地域等において当該業務に従事した者又は中高年離職者（以下「中高年離職者等」という。）にあっては2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

就職準備金のみの貸付けを行った場合の裁量免除の額は、愛媛県の区域内で第11号（1）に規定する業務に従事した月数を、60（中高年離職者等については36）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

第16 返還の当然猶予

借受人は、第8号の規定により保育士修学資金の貸付を取り消された後も引き続き養成施設に在学している期間は、保育士修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けることができるものとする。

第17 返還の裁量猶予

会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合は、当該掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。

- 愛媛県の区域で第11号（1）に規定する業務に従事しているとき。
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき。

第18 免除又は猶予の申請

- 1 返還の免除を受けようとする者は、保育士修学資金返還免除申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1) 業務に従事した施設又は団体の長の発行する保育等業務従事期間証明書（様式第8号）
 - (2) 死亡、離職、災害、疾病等による場合にあっては、その状況を証する書類
- 2 返還の猶予を受けようとする者は、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1) 就学による場合にあっては、養成施設の長の発行する在学証明書
 - (2) 就業による場合にあっては、業務に従事する施設又は団体の長が証明した保育等業務従事届（様式第10号）
 - (3) (1)又は(2)以外の場合にあっては、申請の理由を証明する書類
- 3 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

第19 延滞利子

借受人は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等、当該延滞利子を徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

第20 従事期間

- 1 第11号（1）及び第14号（3）に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）を計算する場合においては、原則として月数によるものとする。
- 2 従事期間を計算する場合においては、愛媛県の区域で第11号（1）に規定する業務に従事することとなった日の属する月から従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。
- 3 借受人は、従事期間の確認のため、毎年度、保育等業務従事届（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

第21 届出等義務

借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付を辞退するとき 保育士修学資金貸付辞退届（様式第11号）
- (2) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第12号）
- (3) 保育士の登録をしたとき 保育士登録届（様式第13号）
- (4) 従事先が変更になったとき 保育士業務従事先変更届（様式第14号）
- (5) 借受人が死亡したとき 借受人死亡届（様式第15号）
- (6) 連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第16号）

第22 書類の経由

この要領により会長に提出する書類は、養成施設に在学する期間にあっては、その長を経由しなければならない。

第23 その他

愛媛県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

附則

この要領は、平成25年7月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年7月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年12月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成28年11月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年3月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年3月19日から施行し、令和6年12月17日から適用する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。